

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	小・中学校通級指導教室事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	教育基本法			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる			学校教育法			
	(2)学校教育の充実			学校教育法施行令			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	今日、特別支援教育に係る体制(法改正含む)の充実が求められ、これに対応する事業展開と体制が必要とされる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	通級指導教室として、南丹市・京丹波町からの通級児童等を受入れ、特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童等の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	1,384
具体的な実施内容	小・中学校において通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、その障がいに応じ、週に数回の特別指導を実施。また、特別支援教育を必要とする園児・児童・生徒にかかる教育相談・発達検査を実施。			平成21年度	通級指導教室として、南丹市・京丹波町からの通級児童等を受入れ、特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童等の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	1,722
事業の目的	様々な障がい程度・障がい種類に応じた特別支援教育を実施し、教育の保障を図る。			平成22年度	通級指導教室として、南丹市・京丹波町からの通級児童等を受入れ、特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童等の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	1,820
事業の効果	様々な障がい程度・障がい種類に応じた特別支援教育を実施し、教育の保障を図る。						